

入間川流域緊急治水対策プロジェクトに 関する説明資料((仮称)越辺川遊水地)

令和4年5月16日、23日

荒川上流河川事務所

1. 荒川流域に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風 P2
2. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について P4
3. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯 P7
4. (仮称)越辺川遊水地の計画について P15
5. (仮称)越辺川遊水地の標準的な形状について P16
6. 用排水路の付け替えについて P18
7. 道路機能の確保について P19
8. 今後のスケジュールについて P20
9. 参考資料 P21

1. 荒川流域に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

複数の雨量観測所で観測史上最高雨量を記録！

- 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、広い範囲で記録的な大雨となり、横瀬雨量観測所、三峰雨量観測所等では観測史上最高雨量を観測しました。
- 気象庁は、大雨特別警報を埼玉県内の40市町村に発令しました。

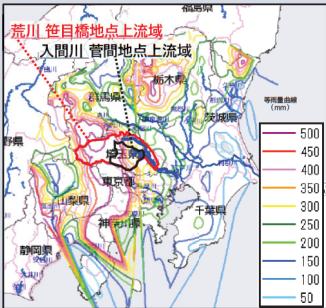
雨



等雨量線図

等雨量線図雨量期間
(10月10日20:00～
10月12日24:00)

※統一河川情報システムにより国土交通省が作成

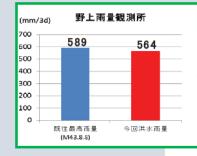


レーダ雨量図

10月12日 16:00

10月12日 21:00

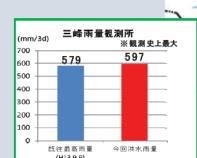
雨量の比較



既往最高雨量
今回洪水雨量



既往最高雨量
今回洪水雨量



既往最高雨量
今回洪水雨量

※ときがわ雨量観測所: 気象庁所管、それ以外の雨量観測所: 國土交通省所管
※令和元年10月洪水に関する数値は速報値であり、今後の精査により変更する可能性があります。

荒川や入間川等では多くの観測所で観測史上最高水位を記録！

- 荒川の熊谷及び治水橋観測所、入間川の小ヶ谷及び菅間観測所、小畔川の八幡橋観測所、都幾川の野本観測所、高麗川の坂戸観測所の7観測所において氾濫危険水位を超過しました。
- 八幡橋及び野本観測所を除いた5観測所で観測史上最高水位を記録しました。

水位



河川	観測所	生起日時 (毎正時の値)	最高水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	過去の最高水位
荒川	熊谷	10月12日 18:00	※6.25m	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	5.65m (H19.9.7)
	治水橋	10月13日 5:00	※13.08m	7.00m	7.50m	12.10m	12.60m	11.58m (H11.8.15)
入間川	小ヶ谷	10月12日 19:00	※3.63m	2.00m	2.50m	3.10m	3.50m	3.34m (H14.7.11)
	菅間	10月13日 1:00	※12.6m	7.00m	8.00m	11.50m	12.00m	11.50m (S33.9.27)
越辺川	入西	10月12日 18:00	3.11 m	2.00m	3.00m	3.00m	3.20m	3.80m (S33.9.27)
小畔川	八幡橋	10月12日 22:00	4.21m	3.00m	3.50m	3.60m	4.20m	4.43m (H28.8.22)
都幾川	野本	10月13日 0:00	6.34 m	2.00m	3.50m	3.70m	4.10m	6.65m (S22.9.15)
高麗川	坂戸	10月12日 20:00	※4.13m	1.00m	1.50m	2.80m	3.40m	3.79m (S33.9.27)

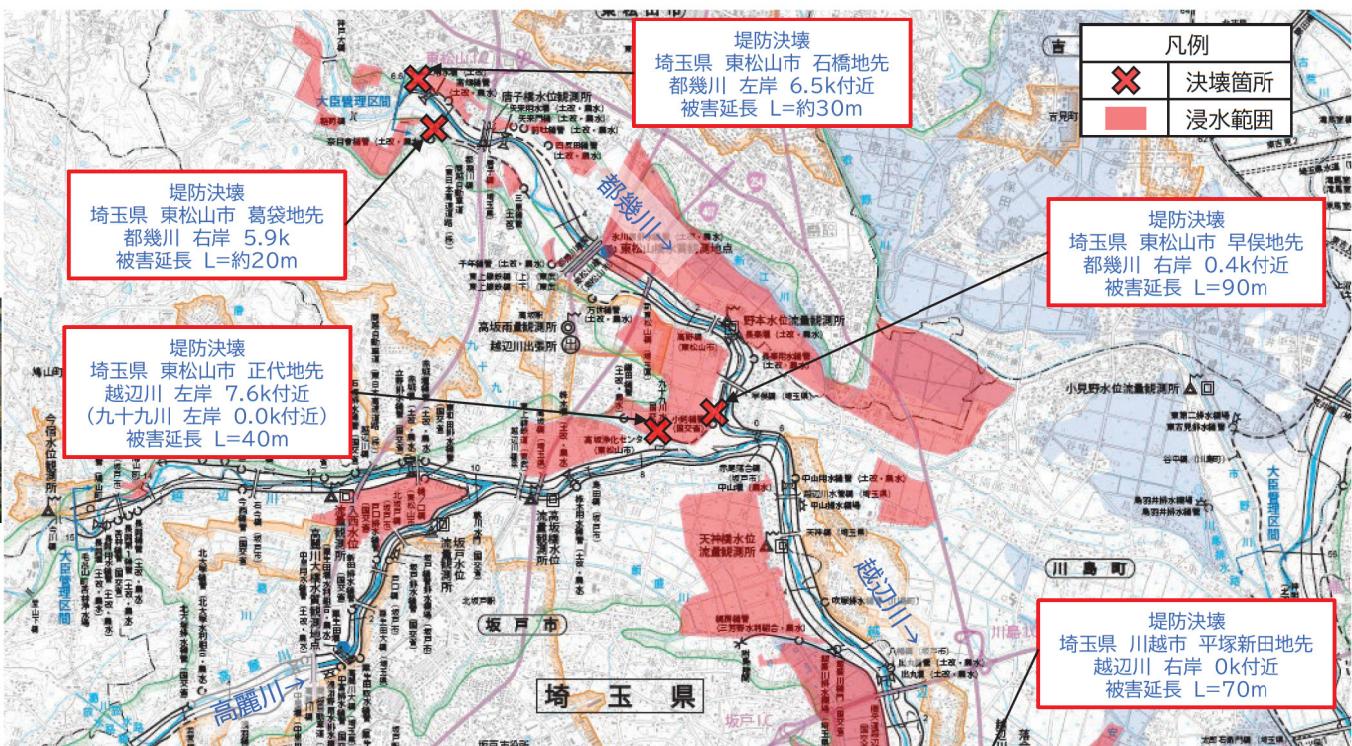
※観測史上最高

河川水位	沿川住民の方々は…
氾濫危険水位	重大な災害が発生するおそれがある水位(警戒レベル4相当)
避難判断水位	氾濫危険情報が発表された場合、市町村長が発する避難情報に注意してください。また、避難勧告が出た場合は、水防団等の指示に従って速やかに避難してください。
氾濫注意水位	氾濫警戒情報が発表された場合、市町村長が発する避難準備情報等に注意してください。また、避難に時間を要する人は、水防団等の指示に従って避難してください。
水防団待機水位	氾濫注意情報が発表された場合、沿川住民は、いつも避難できるよう、身支度や防災用品の準備をしてください。また、河川情報を常にキャッチしておくことも忘れずに。

1. 荒川流域に大きな被害をもらした令和元年東日本台風

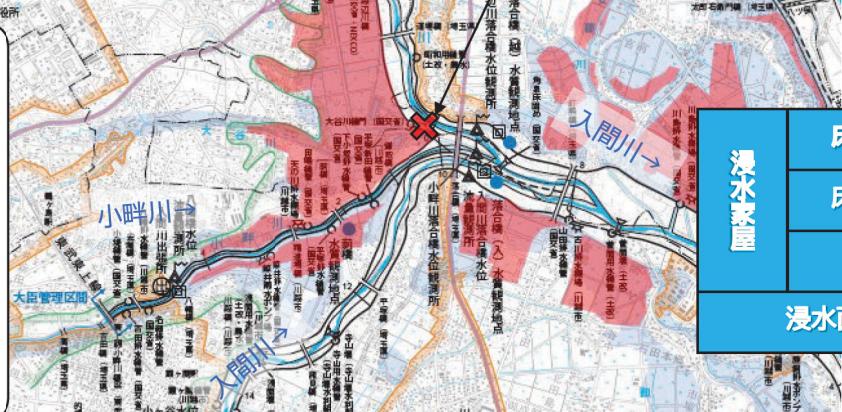
R4.5.16,23
入間川P説明会配布資料

令和元年東日本台風による被災状況(荒川水系入間川 直轄区間)



排水ポンプ車による排水作業

決壊による浸水箇所: 10/13(決壊確認)~15
内水による浸水箇所: 10/12~15



浸水家屋	床上浸水	592戸
	床下浸水	286戸
	合計	878戸
浸水面積		1,957ha

令和元年台風第19号を踏まえた「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を開始

2. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について

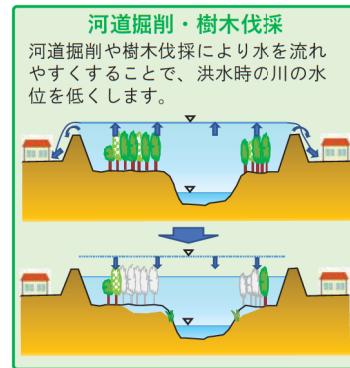
R4.5.16,23

入間川P説明会配布資料

【R4.3月末時点】

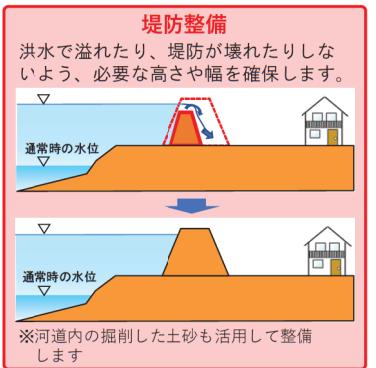
○令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、再度災害を防ぐことを目標に、令和6年度までに河道掘削、堤防整備等を実施し、遊水地整備を進めていきます。

○減災に向けた更なる取組として、関係機関等が連携し、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図ります。



河道掘削・樹木伐採

河道掘削や樹木伐採により水を流れやすくすることで、洪水時の川の水位を低くします。



堤防整備

洪水で溢れたり、堤防が壊れたりしないよう、必要な高さや幅を確保します。



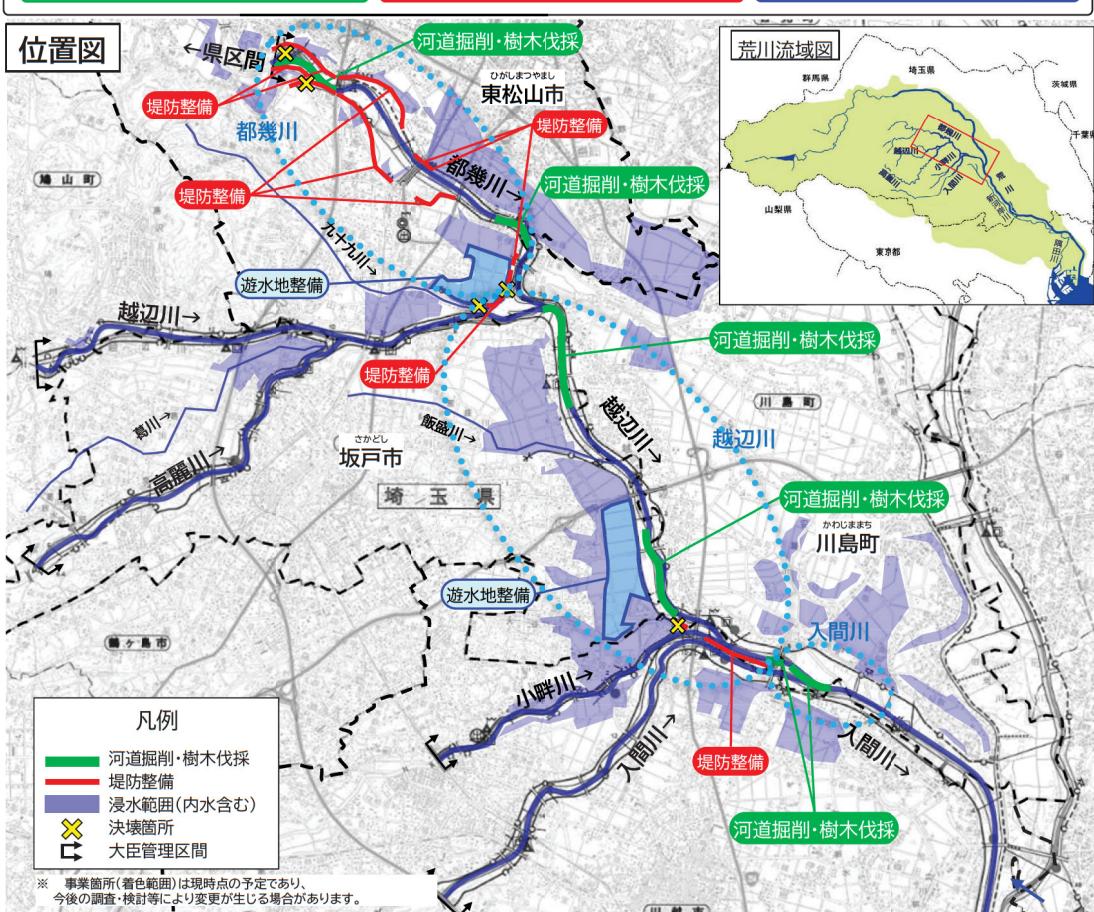
遊水地整備

流域の遊水機能の確保・向上の取組として、地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地の整備を進めています。



※河道内の掘削した土砂も活用して整備します

位置図



凡例

- 河道掘削・樹木伐採
- 堤防整備
- 浸水範囲(内水含む)
- 決壊箇所
- 大臣管理区間

* 事業箇所(着色範囲)は現時点の予定であり、今後の調査・検討等により変更が生じる場合があります。

【整備手順の考え方と進捗状況】

河道掘削は上下流バランスを踏まえ、下流入間川区間から実施し、全体的な水位低下を図ります。並行して都幾川区間では堤防整備を先行的に進め、安全に流せる洪水の量を増加させます。

		進捗	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	プロジェクト目標達成
入間川	河道掘削・樹木伐採 約67万m ³	<div style="width: 64.9%;"></div>	測量	施工						プロジェクト目標達成
	用地取得	<div style="width: 92.4%;"></div>	用地調査・用地取得(河道掘削)							
越辺川	河道掘削・樹木伐採 約60万m ³	<div style="width: 13.3%;"></div>	測量	施工						プロジェクト目標達成
	堤防整備 約12万m ³	<div style="width: 100.0%;"></div>	施工							
	遊水地整備	<div style="width: 0%;"></div>	検討	測量	施工					
	用地取得	<div style="width: 47.5%;"> 0%</div>	用地調査・用地取得(河道掘削)	用地調査・用地取得(遊水地)						
都幾川	河道掘削・樹木伐採 約12万m ³	<div style="width: 0%;"></div>	測量	施工						プロジェクト目標達成
	堤防整備 約54万m ³	<div style="width: 19.7%;"></div>	測量	施工						
	遊水地整備	<div style="width: 0%;"></div>	検討	測量	施工					
	用地取得	<div style="width: 50.5%;"> 0%</div>	用地調査・用地取得(河道掘削・築堤)	用地調査・用地取得(遊水地)						

※ 数量・スケジュールは現時点での予定であり、今後の調査・検討等により変更が生じる場合があります。

※ 上記の対策の他、河川管理上必要な対策を行う場合があります。

※ 国管理区間のみの進捗状況を示しています。

東松山市 あずま町地先 (都幾川右岸3.0k付近)

着工前



令和元年12月撮影

施工中(堤防整備と樹木伐採による流下能力の向上)



令和4年3月撮影

簡易型河川監視カメラ・越水センサー設置状況



2. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について

R4.5.16,23
入間川P説明会配布資料

主要な地区を掲載

河道掘削・樹木伐採

入間川 釘無地区



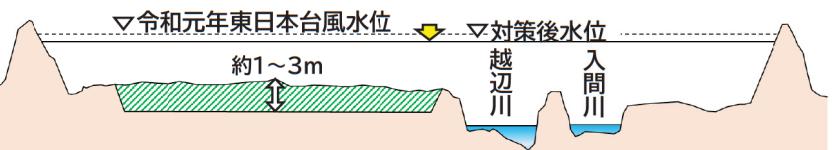
掘削前(R2.9)



現在(R4.3)



河道掘削イメージ



河道掘削・樹木伐採により、断面を確保し流れやすくすることで、洪水時の川の水位を低くします。

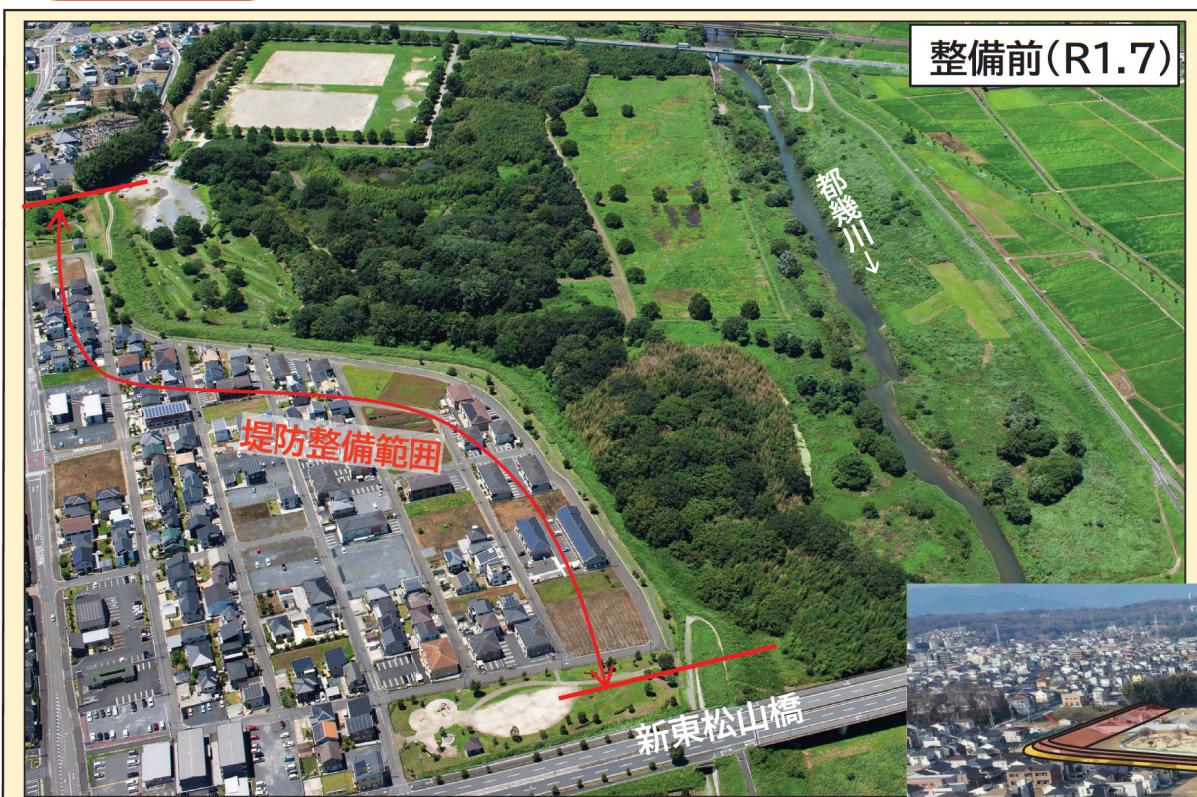
2. 入間川流域緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について

R4.5.16,23
入間川P説明会配布資料

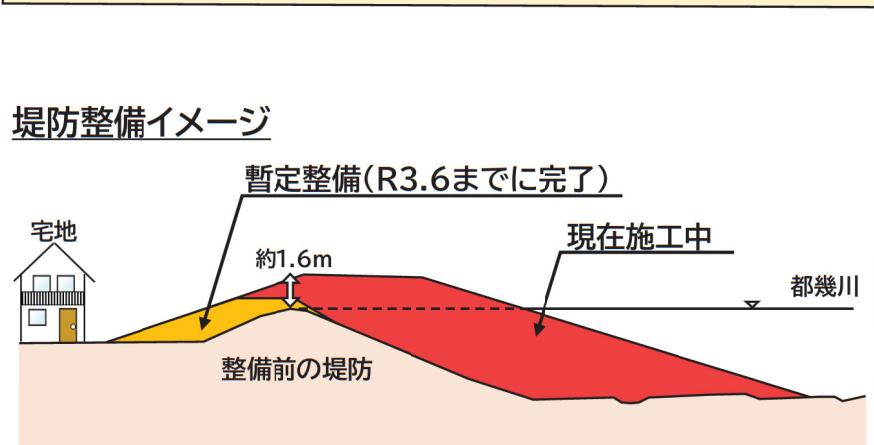
主要な地区を掲載

堤防整備

都幾川右岸 あずま町地区



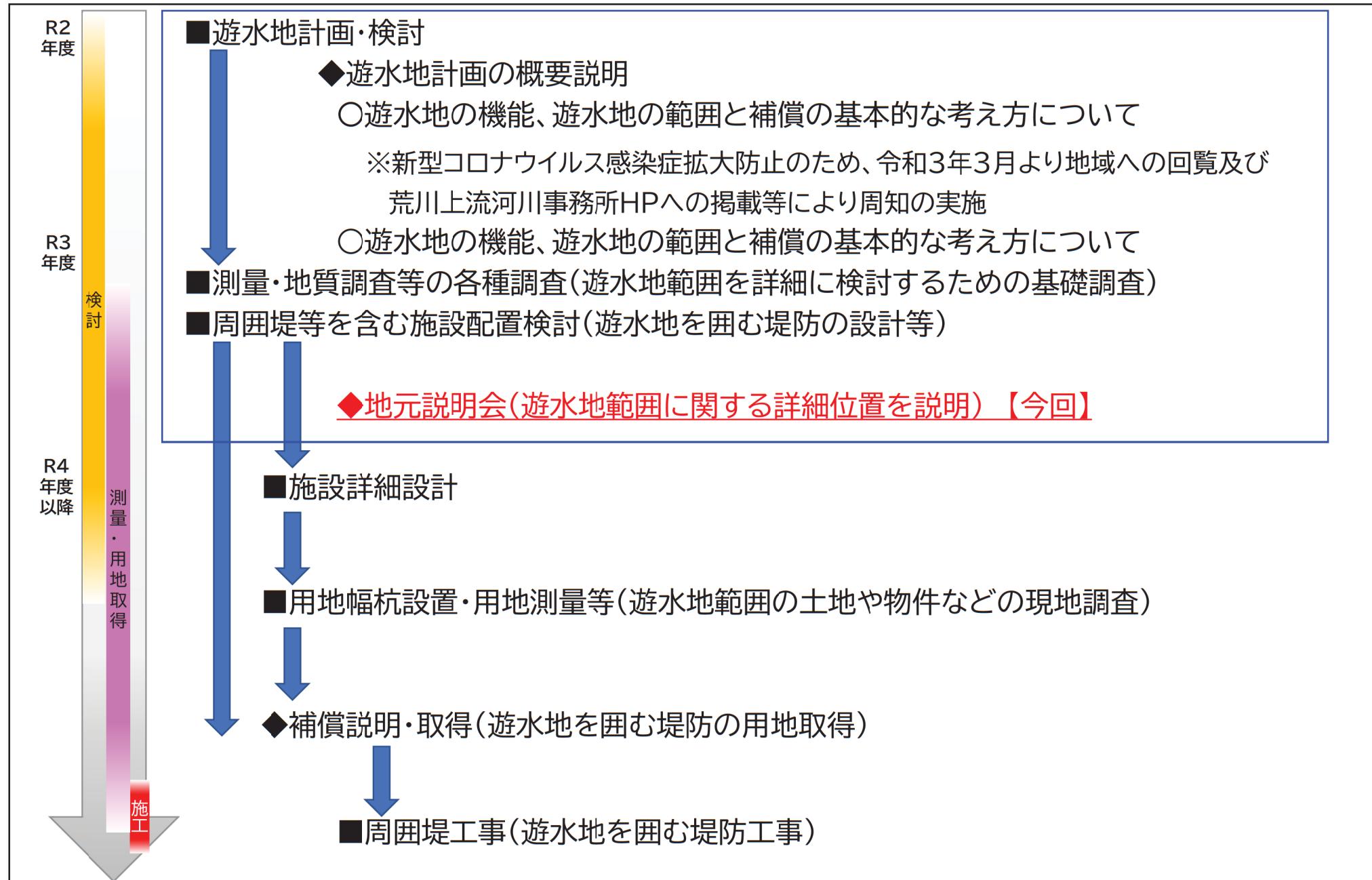
堤防整備イメージ



現在(R4.3)

3. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯①

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料



※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めていきます。

※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。

3. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯②【遊水地を含めた治水対策】

令和3年3月回覧資料一部修正

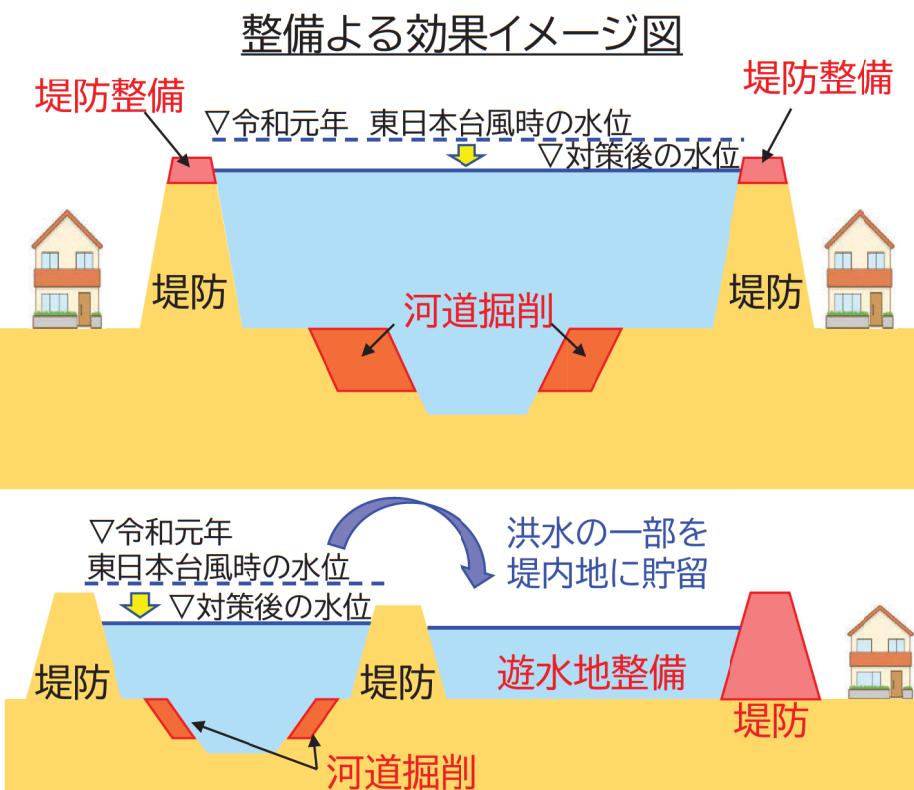
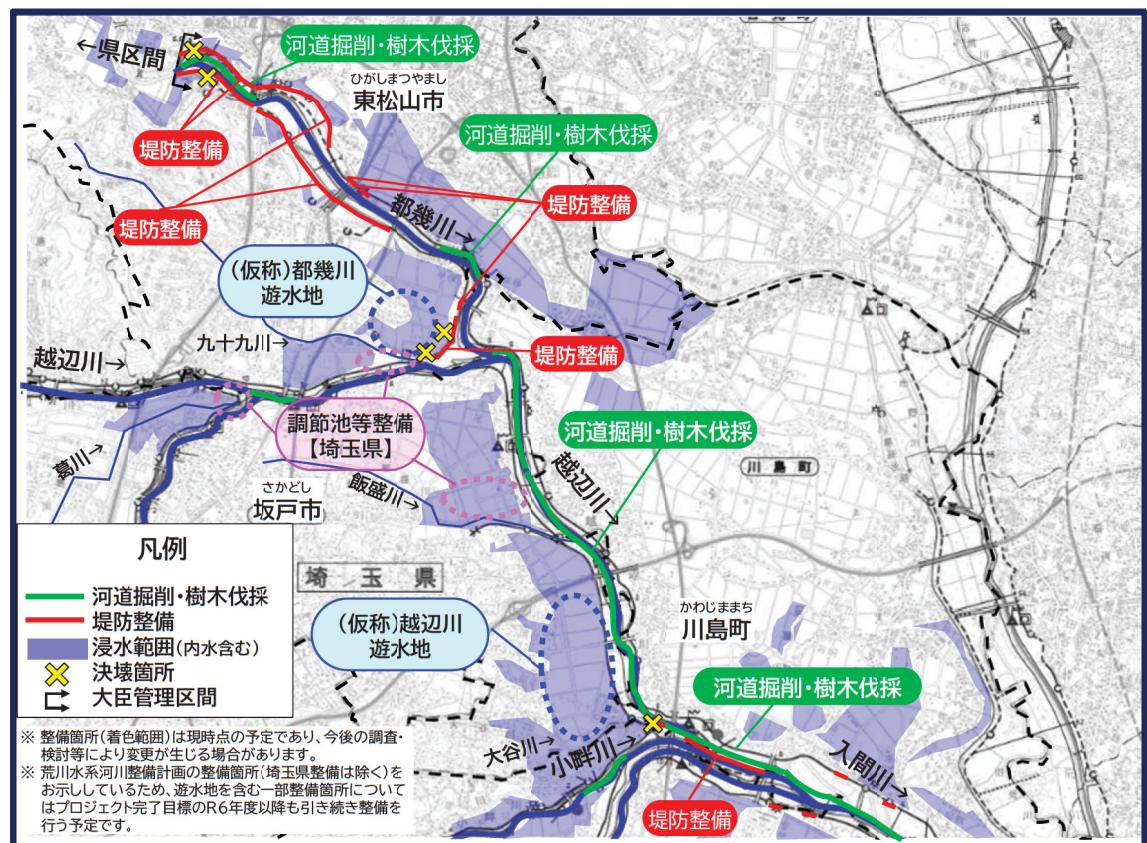
R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

■入間川流域緊急治水対策プロジェクトでは、堤防整備に併せて河道掘削や遊水地整備を行うことにより、洪水時の水位低下を図ります。

- ①令和元年東日本台風の大雨によって、越辺川、都幾川では河川の水位が現況の堤防高を超過し、堤防決壊などの被害が発生しました。

②このため、同じ洪水が再び発生しても、安全に流すため、堤防整備に加え、河川敷等の遊水機能を可能な範囲で保持するとともに、河道掘削(樹木伐採含む)や遊水地を計画することで、都幾川から入間川まで水位低下を図ります。
(埼玉県においても、越辺川、都幾川などに流入する河川(飯盛川、九十九川など)において、調節池等を計画しています。)

③今回整備する遊水地は、越辺川や都幾川から遊水地に洪水が流入しない場合において、遊水地外の内水を貯留することにより、外水、内水の両方に対して、地域の浸水被害を少しでも軽減できるよう施設の検討を進めていきます。

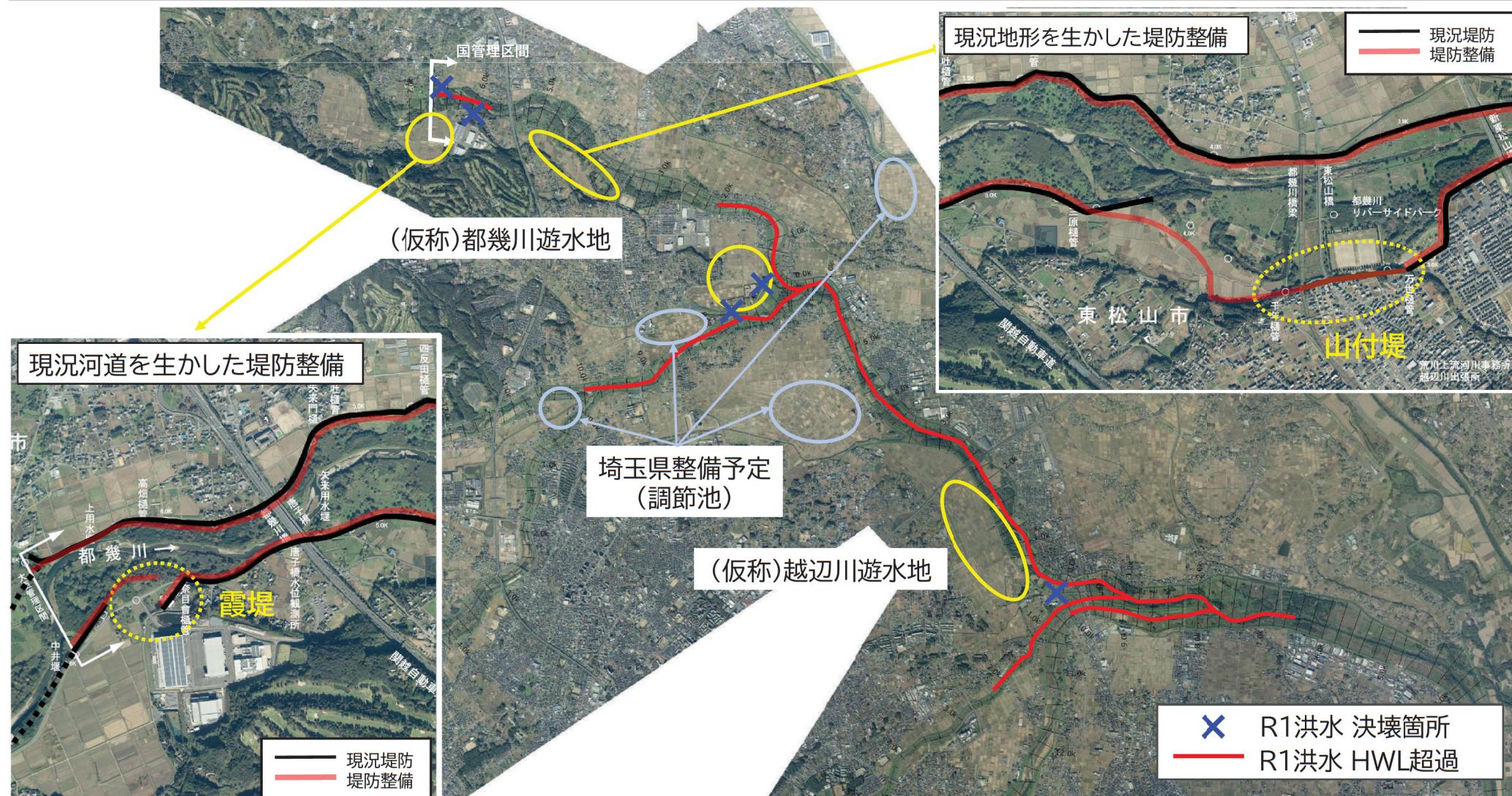


■緊急治水対策プロジェクト【多重防護治水の推進】

同じ洪水が再び発生しても、安全に流すため、堤防整備に加え、河川敷等の遊水機能を可能な範囲で保持するとともに、河道掘削(樹木伐採含む)や遊水地を計画することで、都幾川から入間川まで水位低下を図ります。

※なお、埼玉県においても、越辺川、都幾川などに流入する河川(飯盛川、九十九川など)において、調節池等を計画しています。

堤防整備については、現況の堤防を極力利用し、洪水を安全に流下させるため、川幅を広くとる等により、家屋の浸水被害を軽減させつつ貯留機能を保全(霞堤を含む)します。



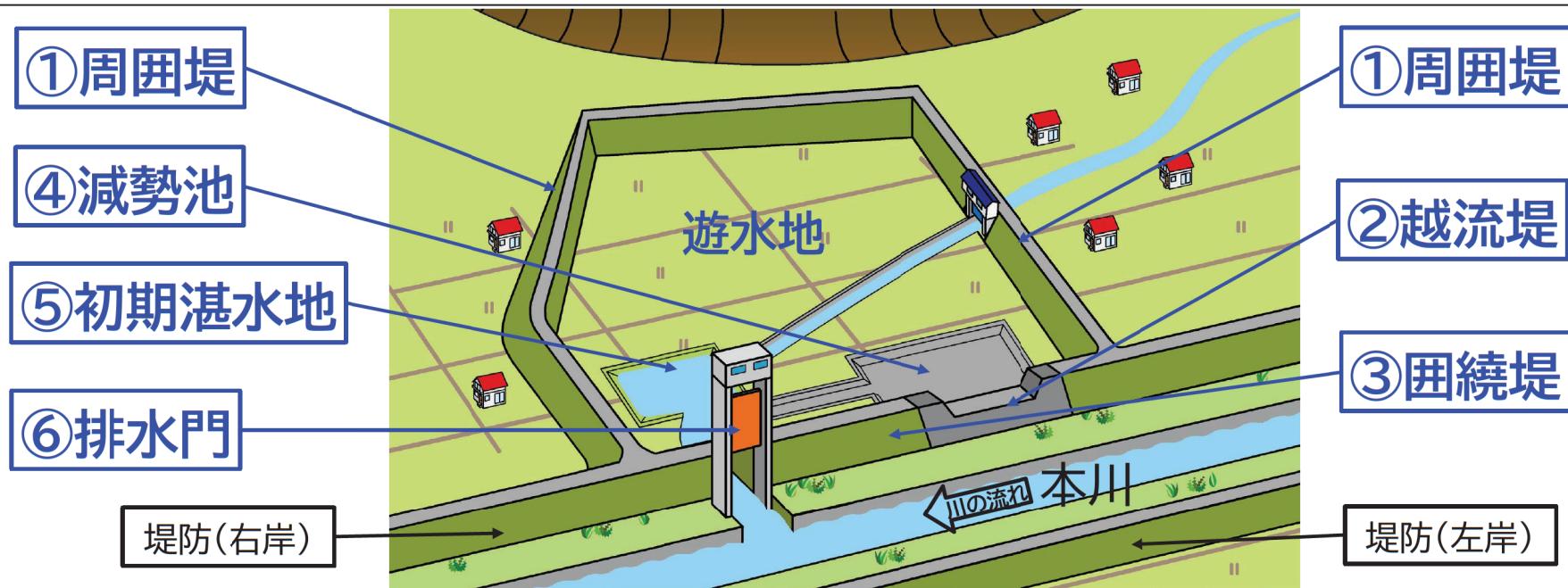
3. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯④【遊水地の機能】

R4.5.16,23

入間川IP説明会配布資料

令和3年3月説明資料より

■遊水地の主な施設を紹介します。



①周囲堤: 遊水地を囲む堤防です。

②越流堤: 遊水地に計画的に水が流れれるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。

③囲繞堤: 本川と遊水地の仕切りの堤防です。

④減勢池: 越流堤を越えて流れ込んでくる水の、勢いを弱めるために設ける施設です。

⑤初期湛水地: 初期の洪水をためるための施設です。

⑥排水門: 遊水地に一時的に貯めた川の水を洪水後に排水する施設です。

3. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯⑤【遊水地の機能】

R4.5.16,23

令和3年3月説明資料一部修正

入間川IP説明会配布資料

【遊水地内での水の流れるイメージ】

■越流堤から遊水地に流入する場合(大規模の洪水:比較的頻度の低いケース(1/2))

①



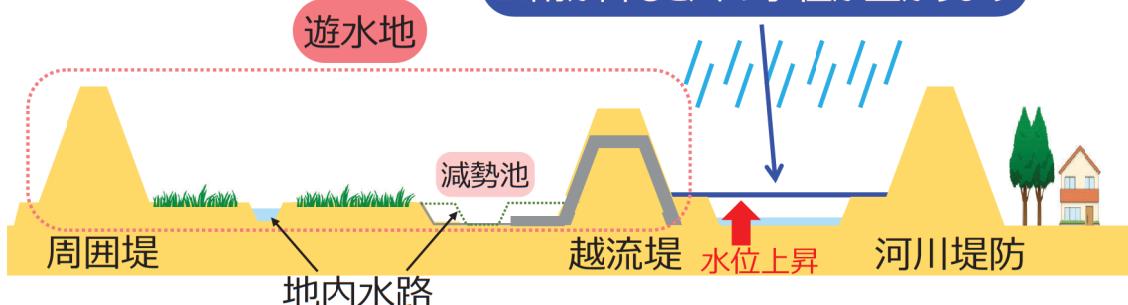
②



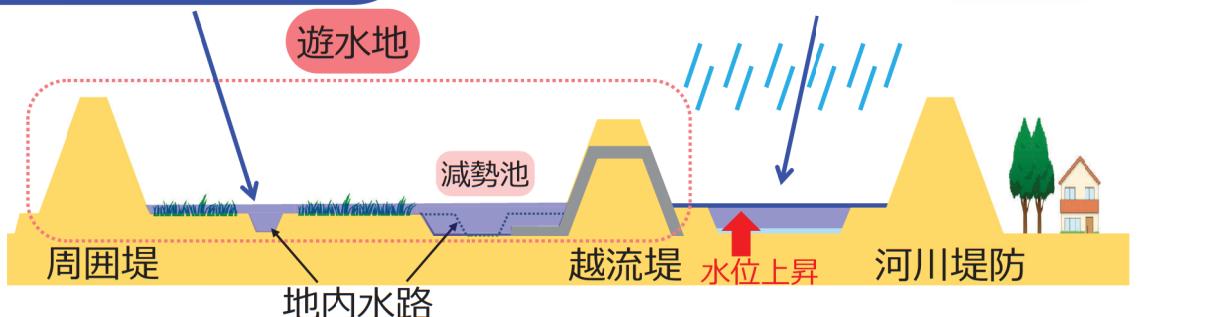
③



1. 雨が降ると川の水位が上がります

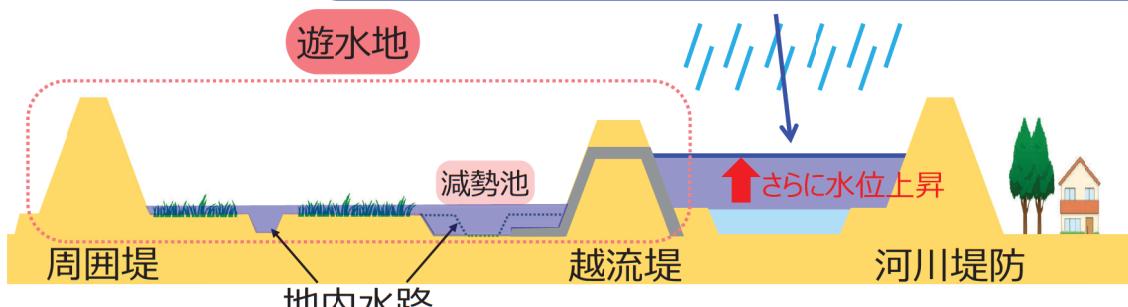


3. 排水門が閉鎖後、遊水地内に内水が溜まり始めます



2. 川の水位が上がってくると排水門が閉まります

遊水地



遊水地

遊水地

遊水地

3. 遊水地計画・検討のこれまでの経緯⑥【遊水地の機能】

R4.5.16,23

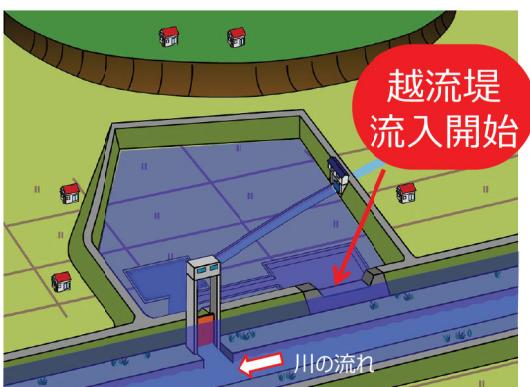
入間川IP説明会配布資料

令和3年3月説明資料一部修正

【遊水地内での水の流れるイメージ】

■越流堤から遊水地に流入する場合(大規模の洪水:比較的頻度の低いケース(2/2))

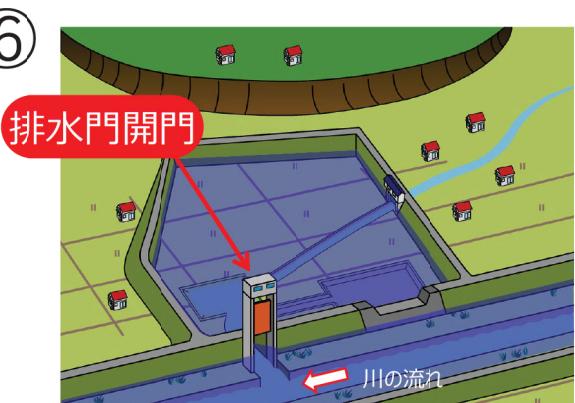
④



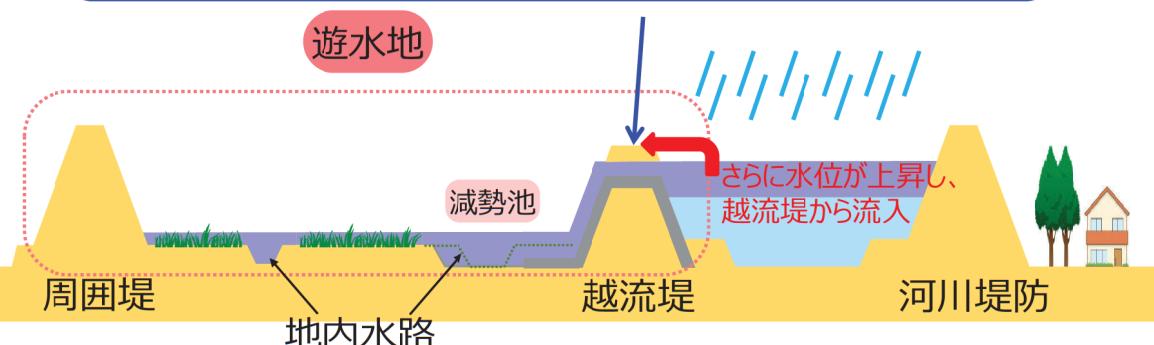
⑤



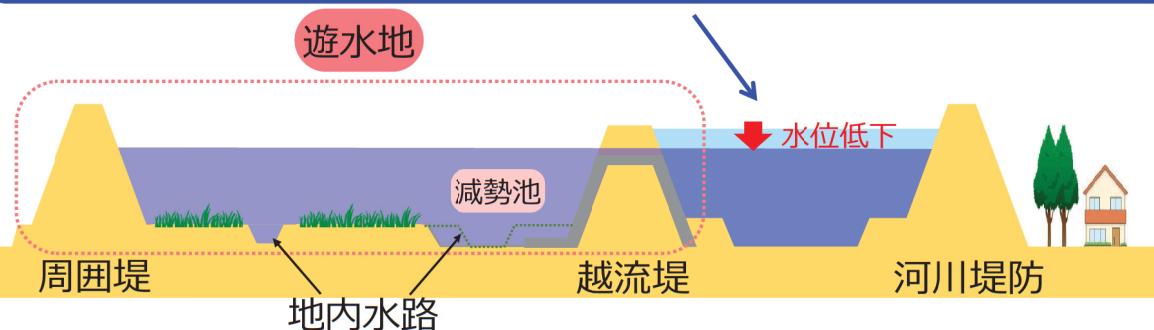
⑥



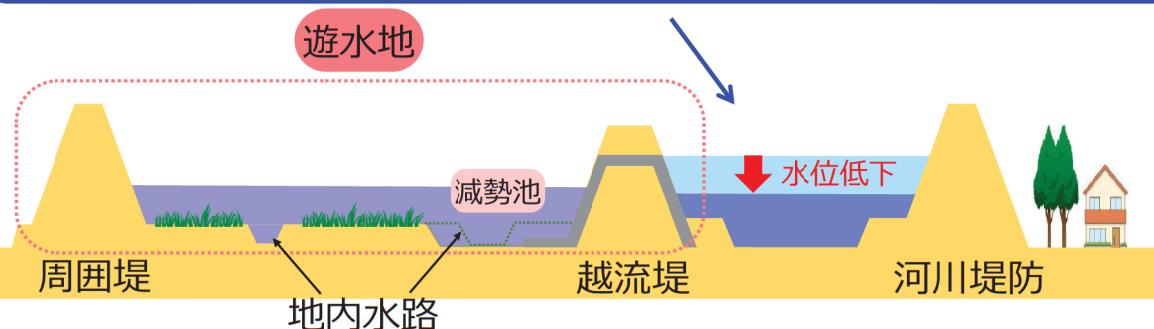
5.さらに雨が降ると、川の水が越流堤から遊水地に流入します



6.遊水地で洪水を一時的に貯めることで、河川の水位を下げることができます

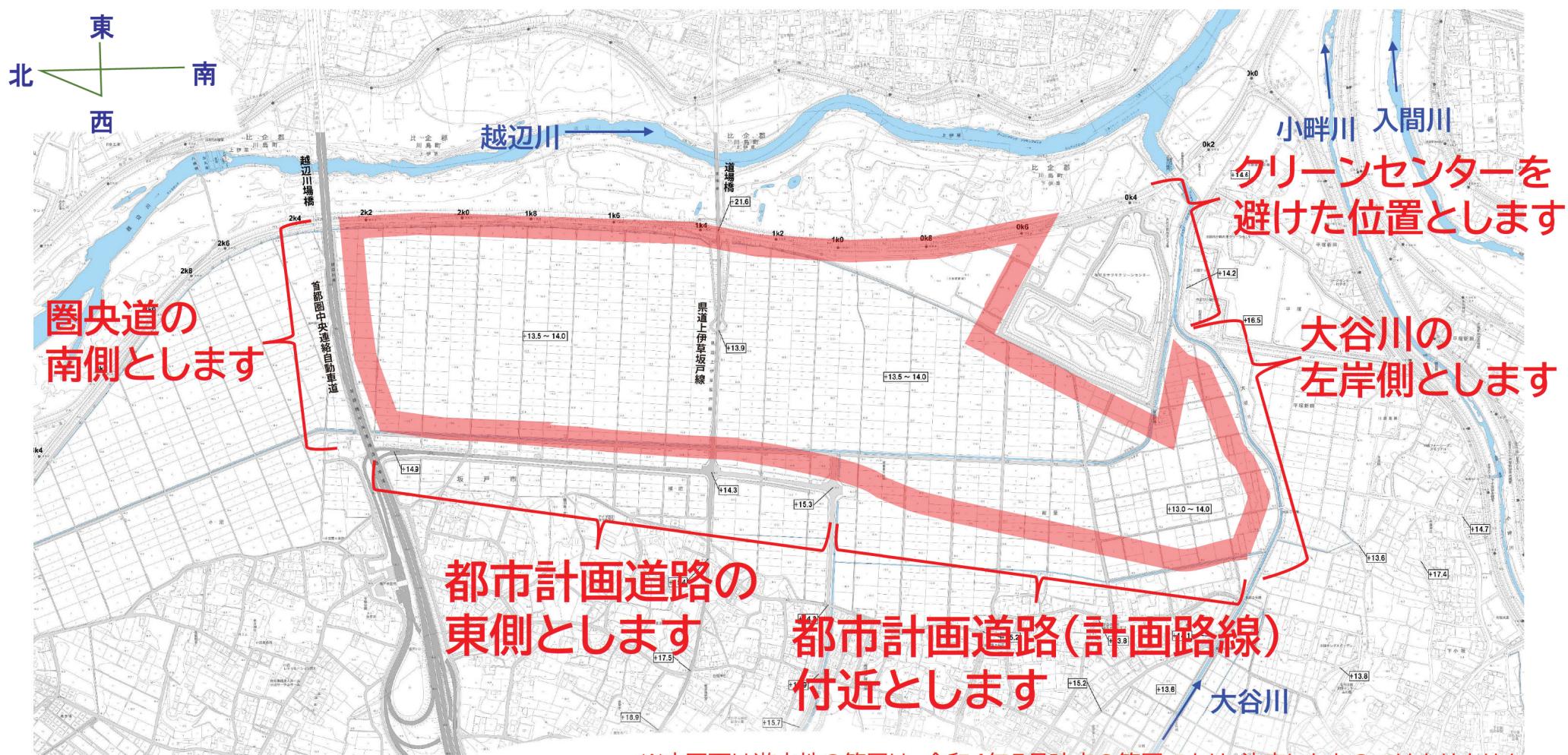


7.河川の水位が下がってきてから、排水門を開け、遊水地内の水を排水します



【遊水地範囲の基本的な考え方】

- (仮称)越辺川遊水地の範囲は、極力、家屋や公共施設等に影響を与えないように計画しています。
 - R3年度以降、現地の詳細測量や地質調査等を行い、遊水地を囲む堤防(周囲堤)の位置を詳細に検討していきます。
- ※今後の調査等にご協力をお願いする関係者の方々には、改めてご説明させていただきます。



【補償の基本的な考え方】

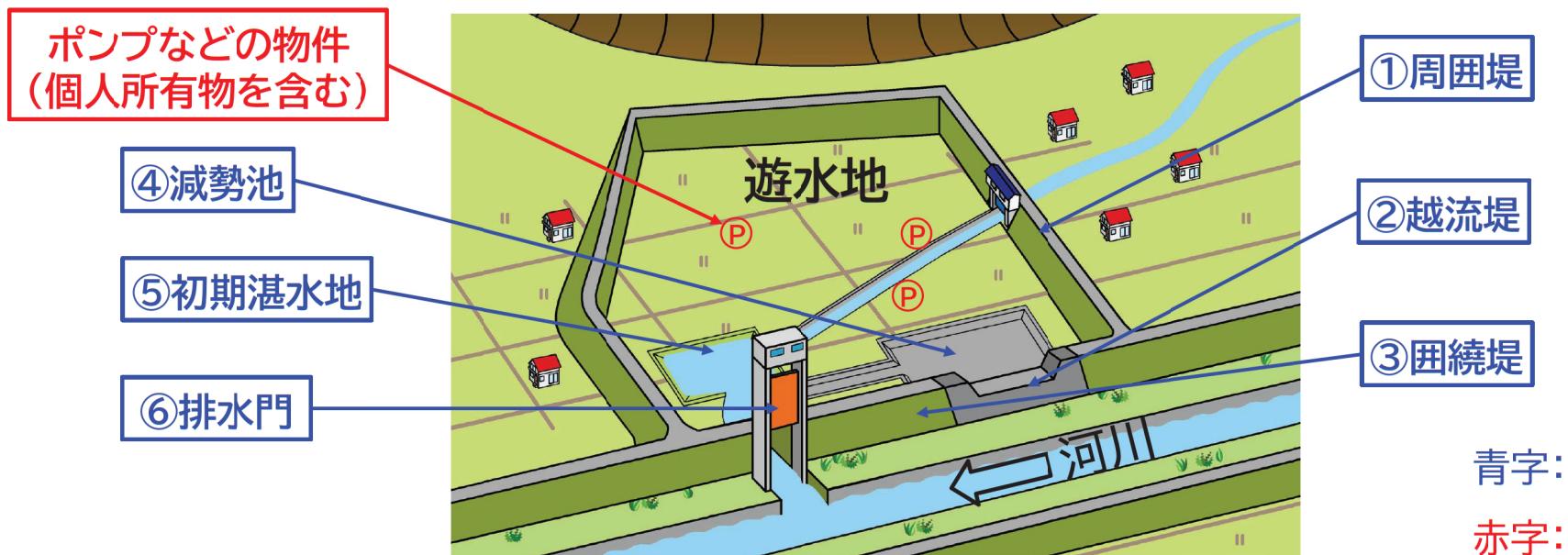
遊水池を整備するためには、下記の通り、進めていきたいと考えています。
なお、遊水地内の平常時の土地利用については、従前と変わりません。

■遊水地を囲む堤防(周囲堤など)の底地や河川管理用の地内水路などの河川管理施設を整備するのに必要な土地は用地取得を行います。

■上記以外の遊水地内の土地については、地役権補償を行います。

※「地役権(民法第280条)補償」とは、「他人の所有する土地を、自分の土地の利便性を高めるために利用することができる権利」です。土地の所有者が現在の土地利用を行いながら、さらに、河川管理者が遊水地として使用する権利を設定することです。

■遊水地内の物件(個人所有物を含む)などの補償については、個別に調整させていただきます。



4. (仮称) 越辺川遊水地の計画について

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

- ・現時点の周囲堤、越流堤、減勢池、地内水路、排水門等の位置を示します。
- ・用排水樋管、初期湛水池の位置や規模については引き続き検討を行っていきます。
- ・各施設の詳細な構造などについても、引き続き詳細な設計を行っていきます。

○浮遊ゴミ対策施設 等

遊水地で整備する施設にあわせた土砂、ゴミの拡散防止対策について他事例も踏まえながらできるだけ遊水地内に流入しないように対策について検討していきます。

■浮遊ごみ対策の設置イメージ



牟田辺遊水地（多久市南多久町）の貯留状況
(7/13 15:30頃)

写真:網場の稼働事例(牟田部遊水池)
出典 九州地方整備局ホームページ

越流堤(えつりゅうてい)

遊水地に計画的に水が流れるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。

排水門(はいすいもん)

遊水地内に一時的に貯めた川の水を洪水後に排水する施設です。

周囲堤(いぎょうてい)

越辺川と遊水地の仕切りの堤防です。

○管理施設

遊水地を管理するために必要なカメラや警報装置などの設備です。詳細な施設や設置位置については検討中です。

減勢池(げんせいいち)

越流堤を越えて流れ込んでくる水の勢いを弱めるために設ける施設です。

周囲堤(しゅうういてい)

遊水地を囲む堤防です。

越流堤・減勢池

地内水路

県道付替

周囲堤

②周囲堤 標準断面図

地内水路(ちないすいろ)

洪水時に越流堤を越えた水を初期湛水池に流下させるための水路です。

①周囲堤 標準断面図 排水門

周囲堤

③周囲堤 (大谷川沿い) 標準断面図

初期湛水池 (しょきたんすいち)

初期の洪水を貯めるための施設です。位置や規模については、引き続き検討していく。

用排水樋管

(ようはいすいひかん)
用排水路を遊水地内に入れるための施設です。

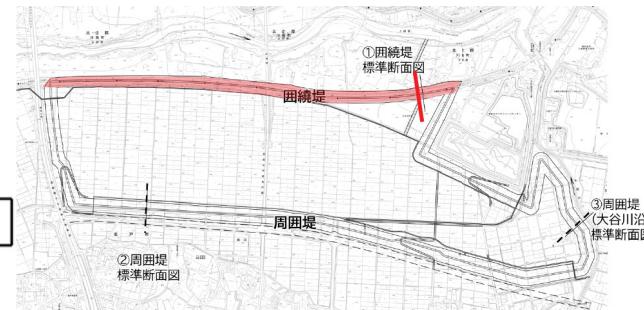
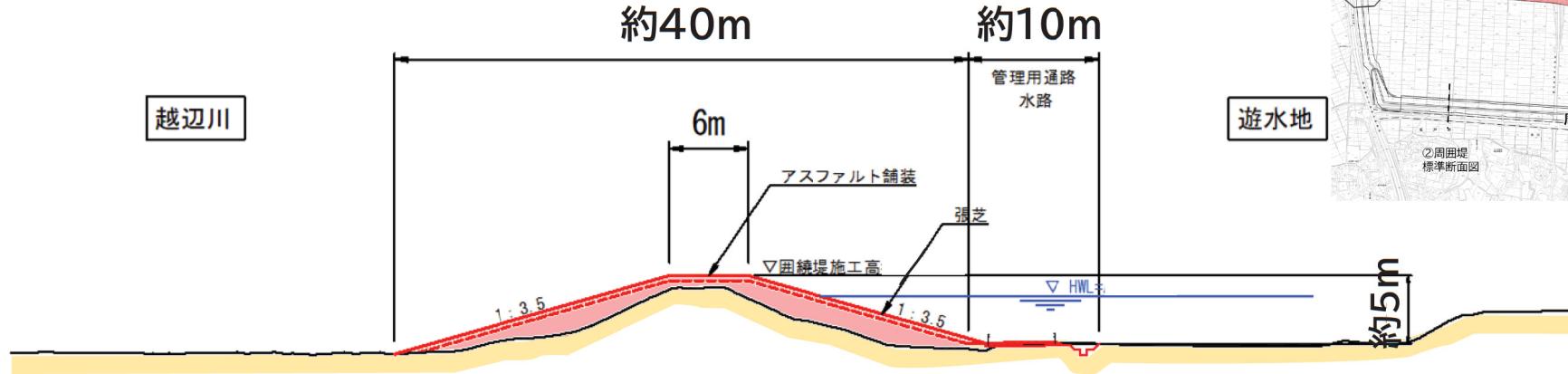
※遊水地整備に伴う内水への影響を検討し、影響が生じる場合には回避する対策を検討していきます。

5. (仮称) 越辺川遊水地の標準的な形状について①

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

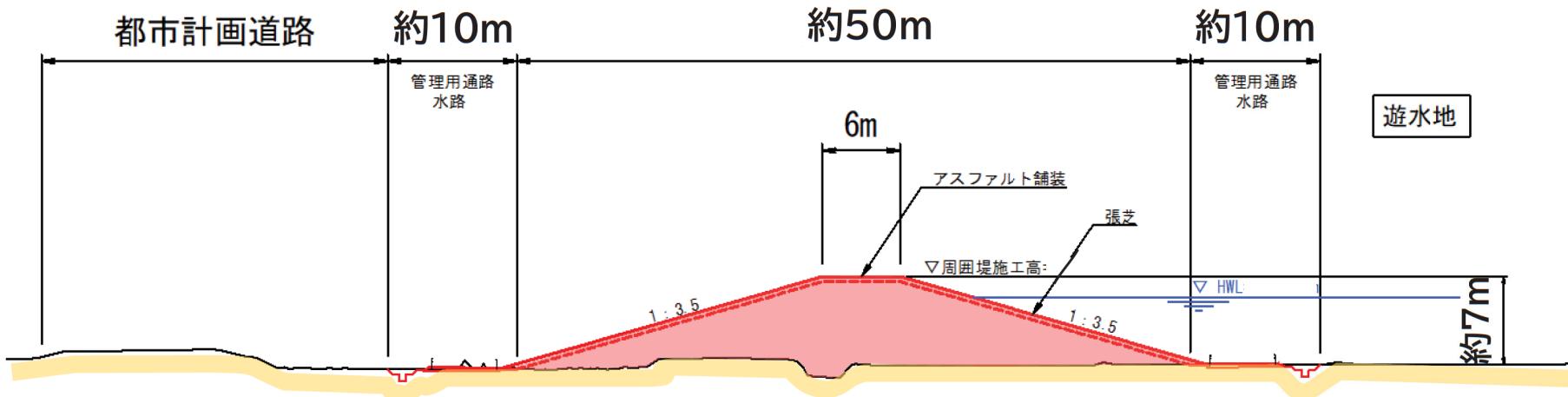
① 囲繞堤(いぎょうてい)

- ・越辺川と遊水地の仕切りの堤防です。



② 周囲堤(しゅうういてい)

- ・遊水地を囲む堤防です。
- ・現地状況により、坂路や樋管を設置します。



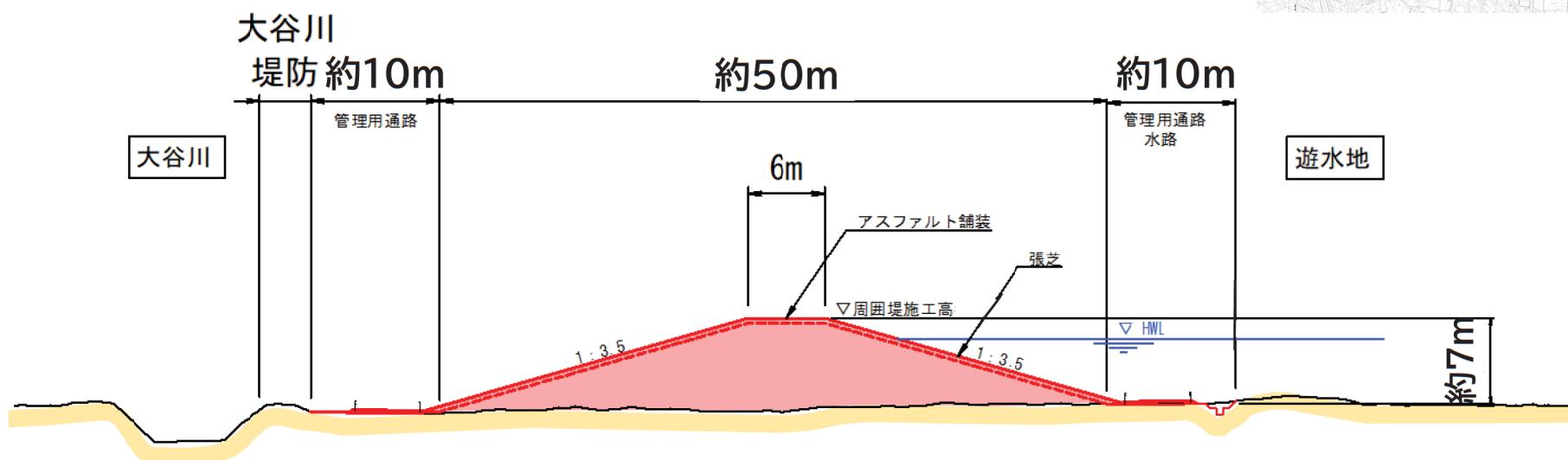
※本図面は令和4年5月時点のものであり、決定したものではありません。

5. (仮称) 越辺川遊水地の標準的な形状について②

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

③周囲堤大谷川沿い(しゅうういていおおやがわぞい)

- ・遊水地を囲む大谷川沿いの堤防です。
- ・越辺川の計画に合わせた堤防の高さ・幅で整備します。



④越流堤(えつりゅうてい)

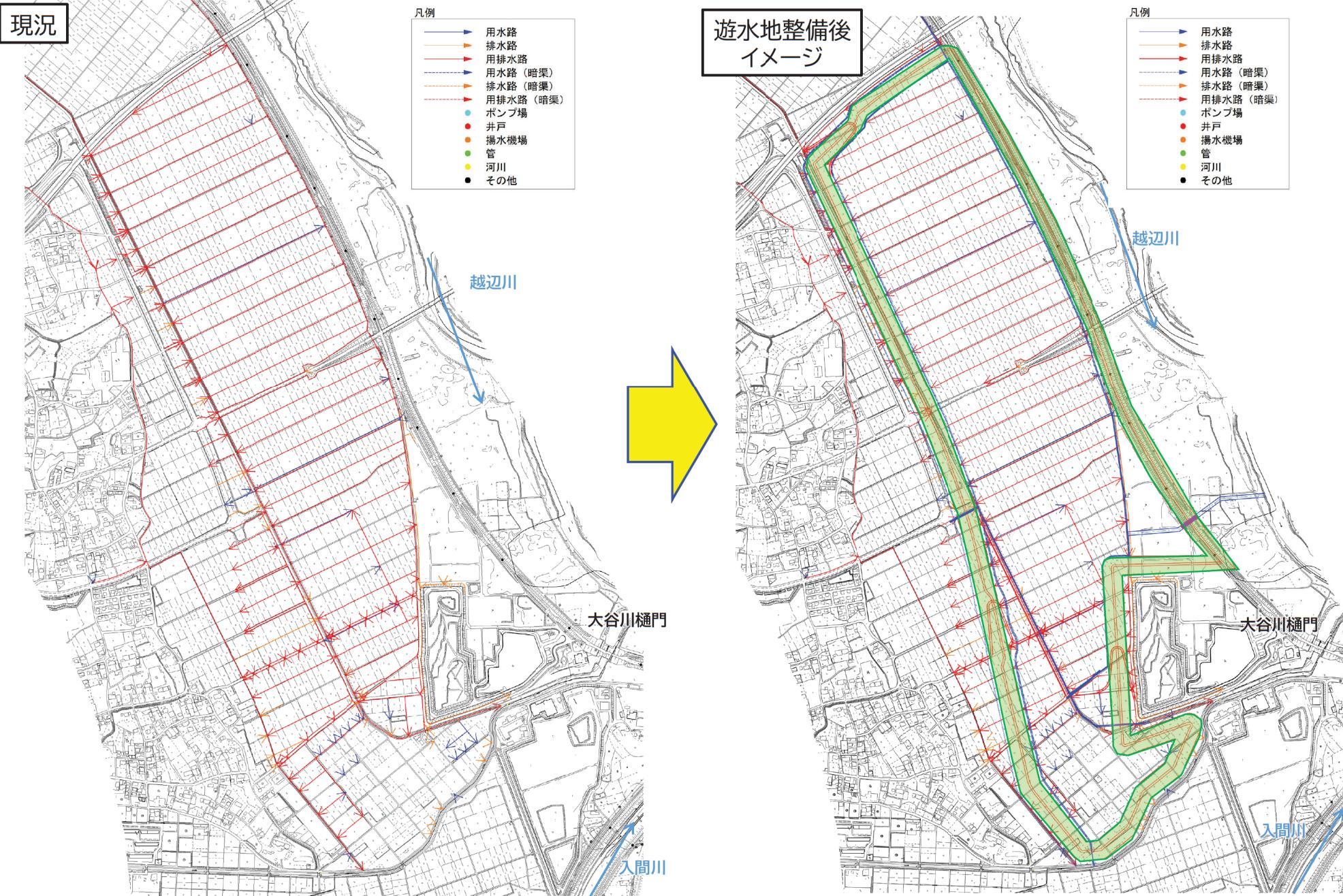
- ・遊水地に計画的に水が流れるよう、周辺の堤防より一段低くした堤防です。
- ・越流堤の位置、構造、高さ、幅については、現在検討中です。

※本図面は令和4年5月時点のものであり、決定したものではありません。

6. 用排水路の付け替えについて

R4.5.16,23
入間川P説明会配布資料

- 周囲堤により分断される用排水路については、付け替えを行い、現状の用排水機能を確保します。



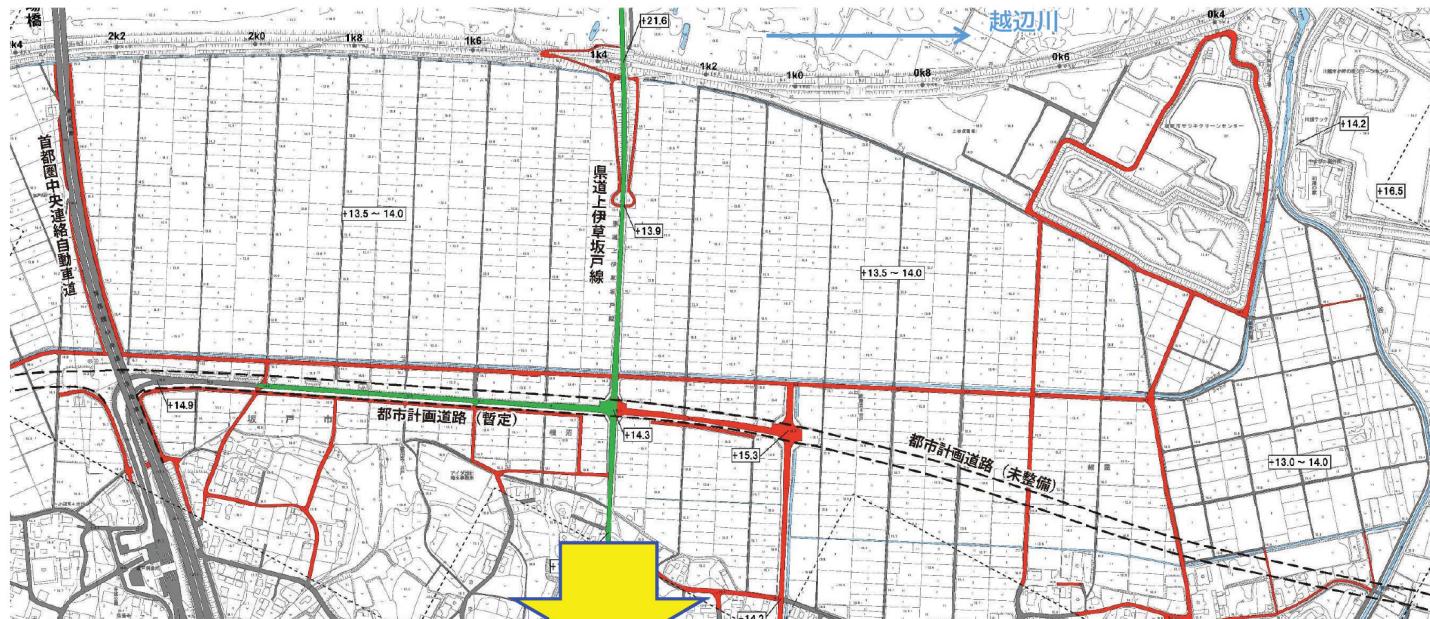
※本図面は令和4年5月時点のものであり、決定したものではありません。

7. 道路機能の確保について

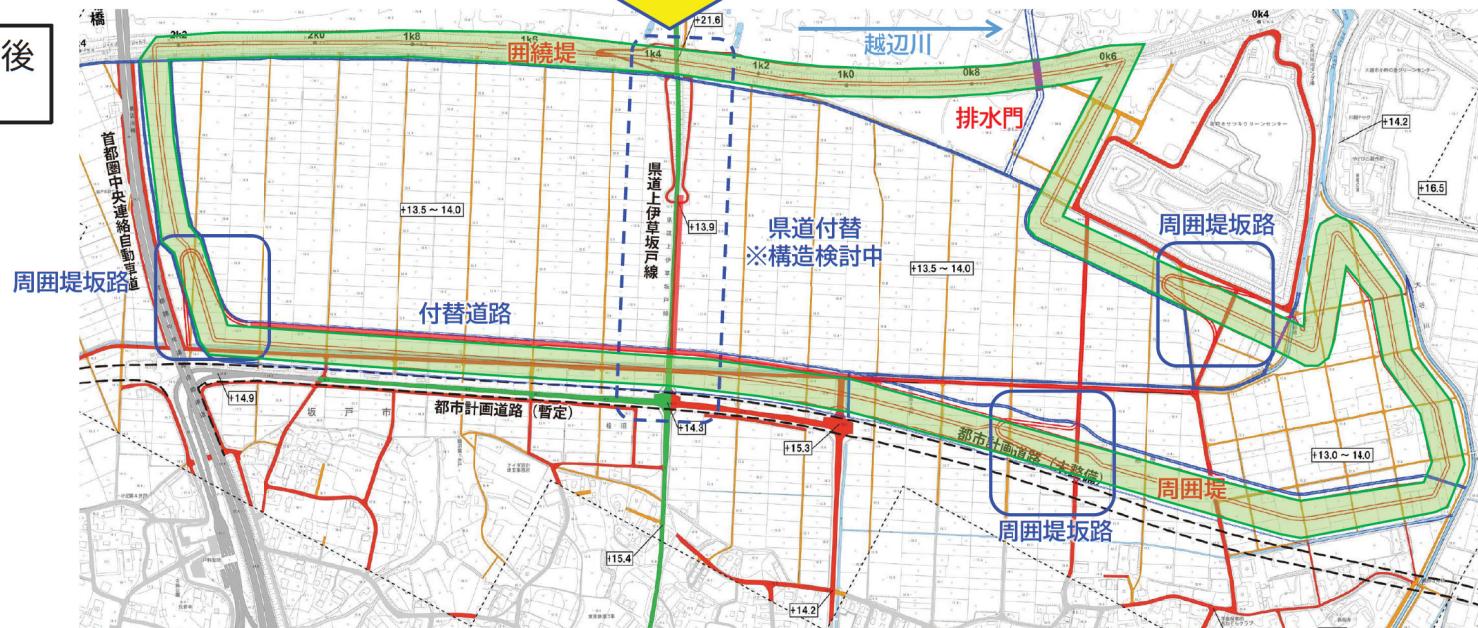
R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

- ・周囲堤に分断される道路については、周囲堤に坂路を設置し、現状の道路機能を確保していきます。
- ・都計道と並走する市道については、池内に付け替えし道路機能を確保します。
- ・周囲堤及び囲繞堤の脇に管理用通路を設置し、必要に応じて道路機能の確保していきます。

現況



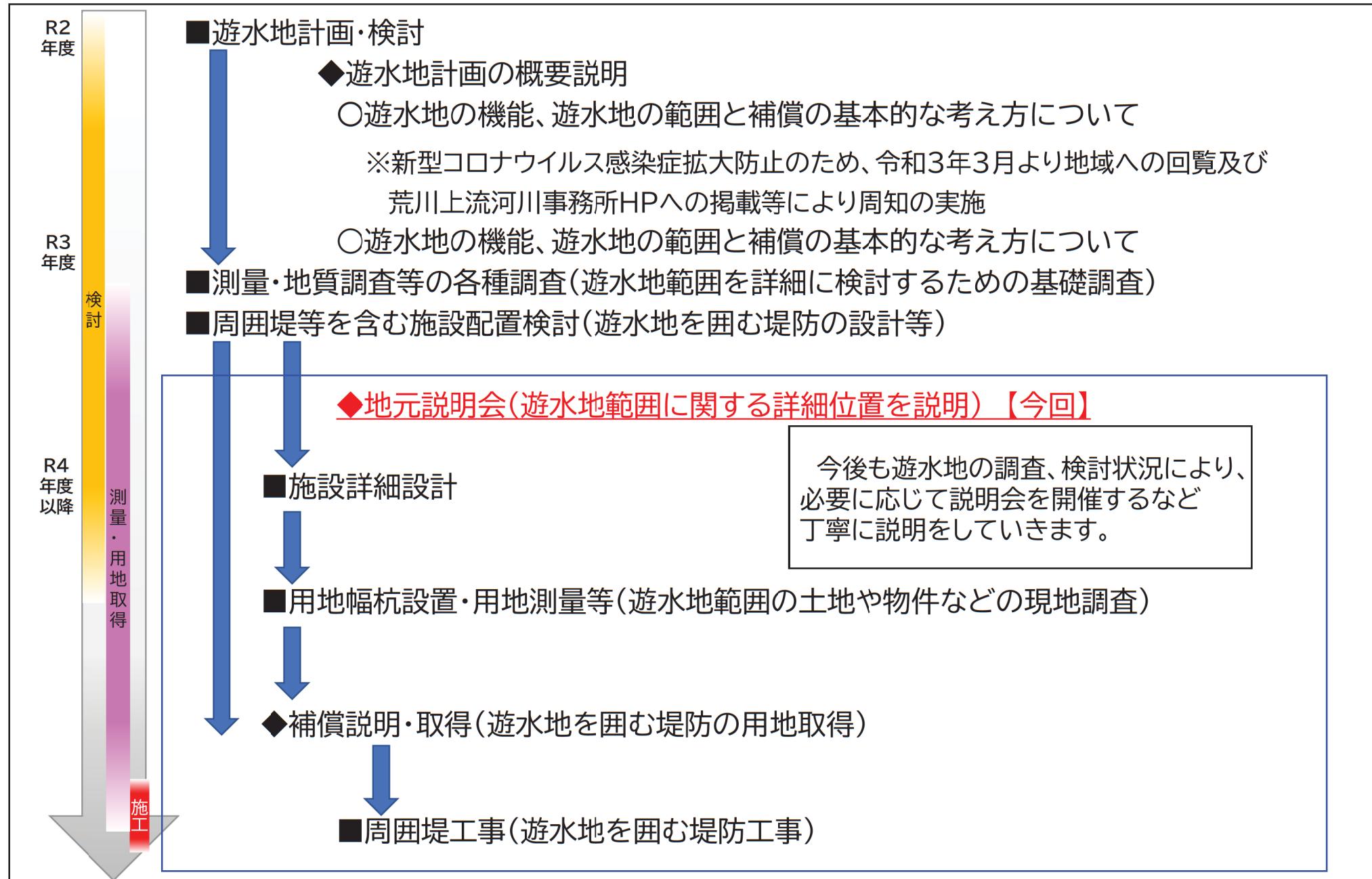
遊水地整備後
イメージ



※本図面は令和4年5月時点のものであり、決定したものではありません。

8. 今後のスケジュールについて

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料



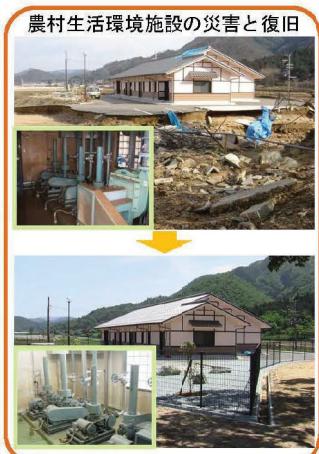
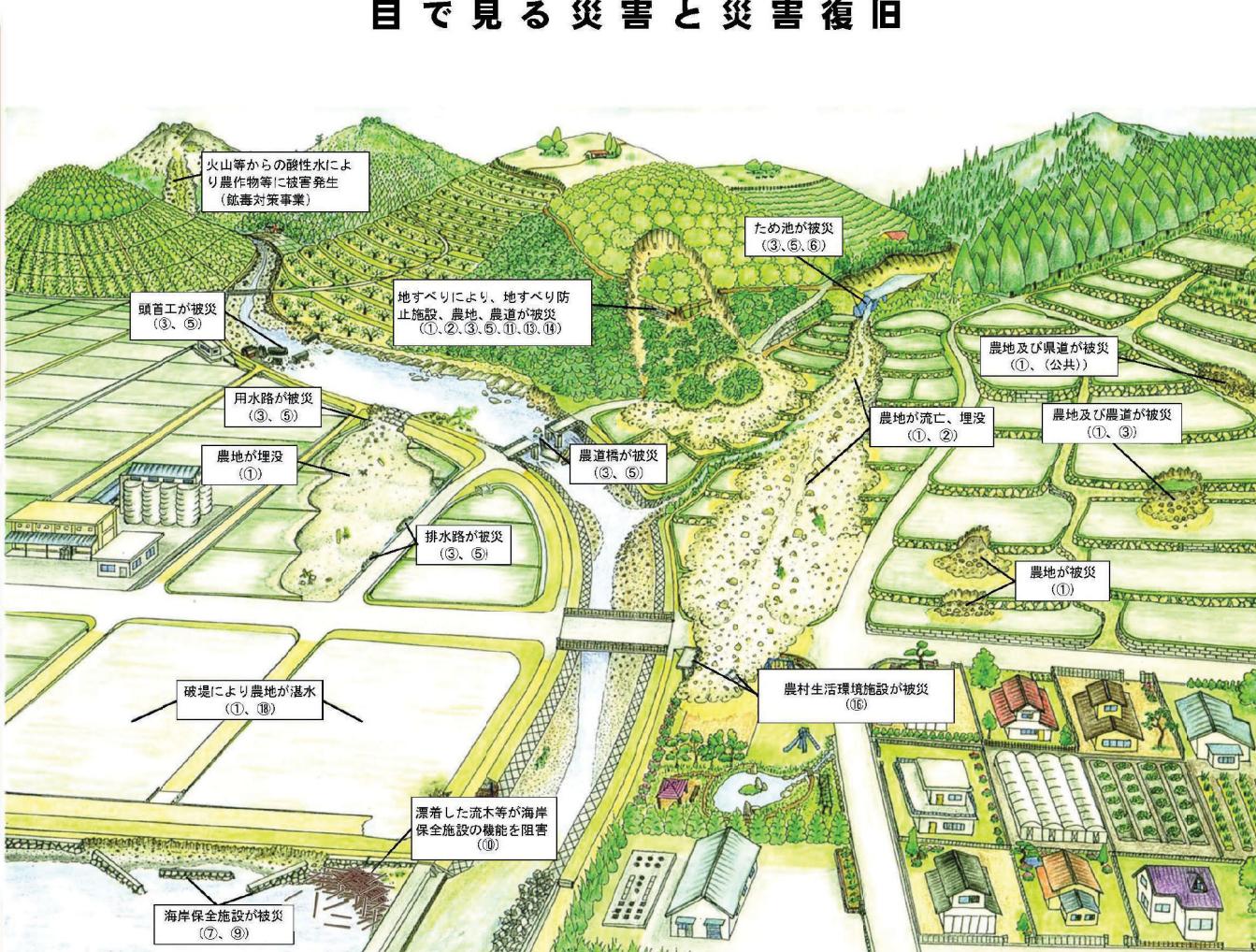
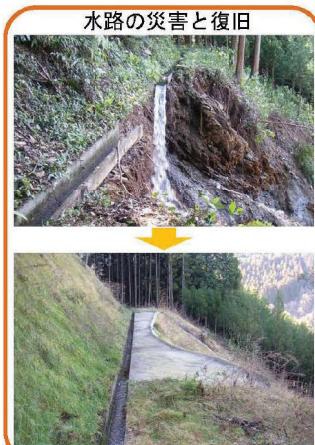
※遊水地整備に伴い必要となる施設の検討や遊水地内の補償の調整なども並行して進めていきます。

※現時点の大まかなスケジュールであり、必要に応じ見直す場合があります。

9. 参考資料 (農地・農業用施設災害復旧制度について①)

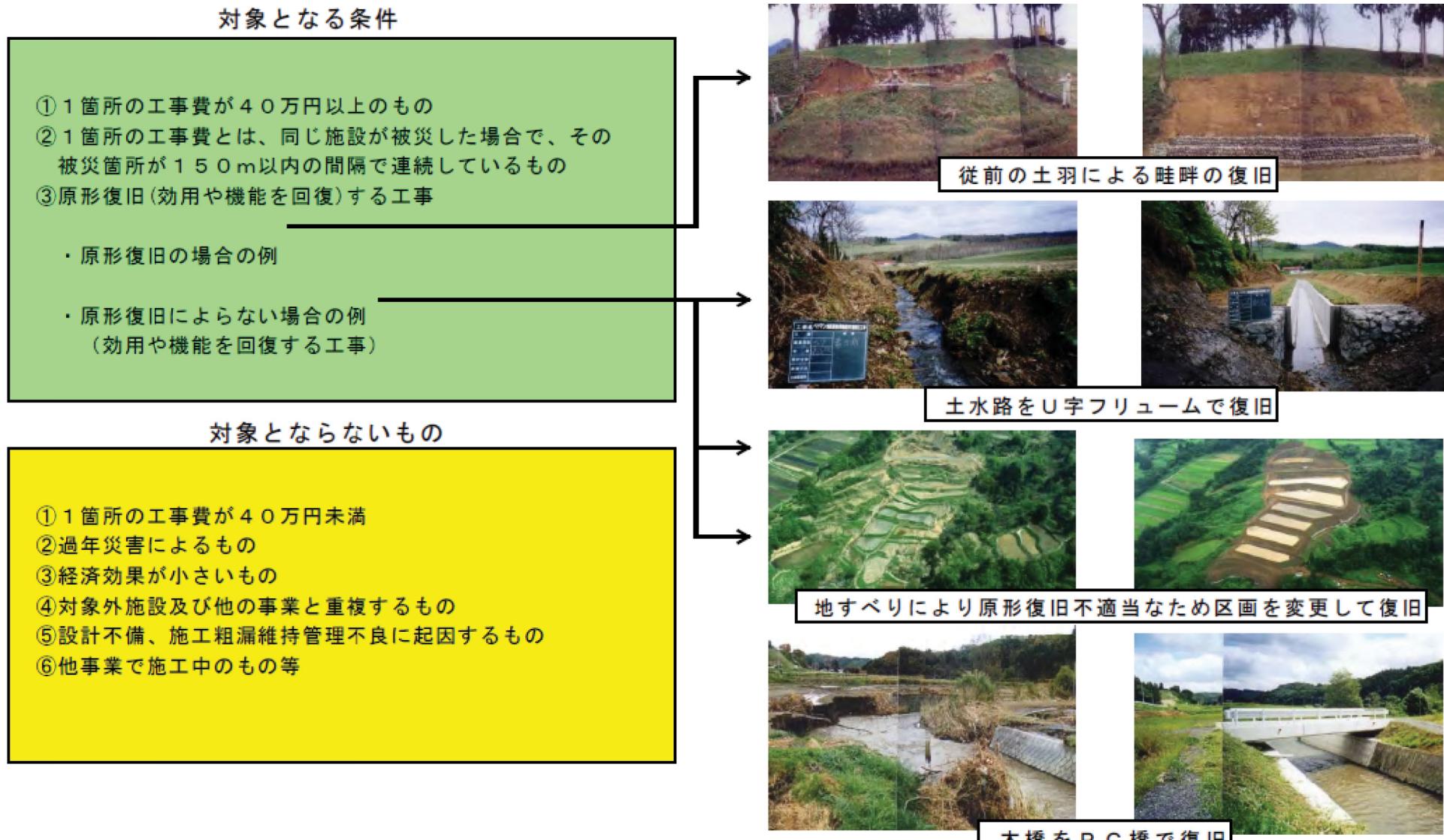
R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

目で見る災害と災害復旧



8. 災害復旧事業の要件

○異常な天然現象によって災害を蒙った農地・農業用施設のうち、1箇所の復旧工事費が40万円以上のものが対象。

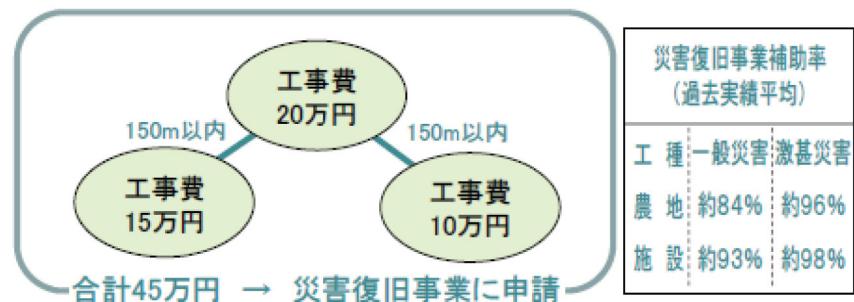


10. 小規模災害への対応

工事費40万円未満の小規模な箇所であっても、下記の条件に当てはまるものは、国からの支援を受けることが可能です。

○ 複数の小規模被災をまとめて一箇所とし、国庫補助の災害復旧事業で対応

合計
40万円
以上



災害復旧事業補助率
(過去実績平均)

工種	一般災害	激甚災害
農地	約84%	約96%
施設	約93%	約98%

1 箇所工事の考え方

- 同一工種で150m以内の間隔で連続した被災箇所等については、1箇所工事とし、それぞれの工事費の合計が40万円以上であれば災害復旧事業の対象となります。

※ 補助災害復旧事業債… 上記国庫補助の補助残を地方自治体が負担する場合は、地財措置の対象となります。起債90%、算入95%。
※ 特別交付税措置 … 災害復旧事業を地方自治体が行う場合、都道府県は工事費の1.5%が、市町村は3%が、国庫補助とは別に特別交付税として措置されます。

○ 市町村等の単独事業で対応

40万円
未満
13万円
以上

農地等小災害復旧事業債…激甚災害のみ活用可能

起債 農地：50% (74%) ^{※1}
農業用施設：65% (80%) ^{※1}

工事費13万円以上40万円未満

単独災害復旧事業債…全ての災害に活用可能

起債 農業用施設：65% ^{※2}

工事費40万円未満

単独災害復旧事業債は、40万円以上の箇所に対しても活用できますが、その場合は災害復旧事業の活用をご検討ください。

農地等小災害復旧事業債

- 工事費が13万円以上40万円未満の激甚災害に係る被災の復旧を市町村等が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債できます。

※1 ()の起債率は、激甚災害に係る災害復旧事業の地元負担額が、農家1戸当り2万円以上の市町村が対象です。

※1 起債の全額が普通交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入されます。

単独災害復旧事業債

- 被災の復旧を市町村等が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債できます。

※2 起債額のうち、47.5%～85.5%が普通交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入されます。(算入率は市町村ごとに異なります)

○ 自力復旧や共同活動等で対応

13万円
未満



多面的機能支払交付金

- 多面的機能支払交付金の活動組織については、地域共同で復旧活動に取り組むことが可能です。
- 甚大な被災地域では、事業計画に定めた活動の実施が困難な場合、特例措置により、被災した農業用施設等の復旧に集中的に取り組むことが可能です。

※2 農地復旧は、激甚災害で工事費が40万円以上の場合に対象となります。

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池」。

【支援内容】

○農地維持活動による「堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能」。

○甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となつても、地方農政局長等から特例措置の承認を受けることで、交付金の返還を免除。

○また、災害対応に十分な資金が無い場合は「別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能」。

※ただし、災害復旧にかかる予算の追加配分はない（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。

農地維持活動による応急措置イメージ



特例措置のイメージ

	4月 5月 9月	10月 11月 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

甚大な自然災害が発生

実 施 予定どおり実施済み

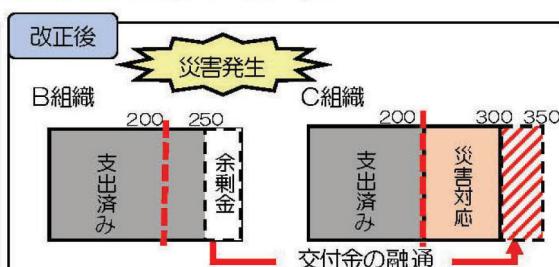
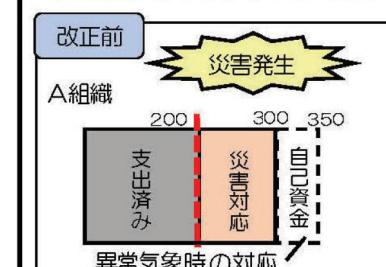
災害復旧活動を実施
(計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)

小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

＜年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例＞



9. 参考資料（多面的機能支払交付金の活用事例について）

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料



豪雨災害への対応

いちのみや
一の宮地域農地・水・環境保全組織（熊本県阿蘇市）

- 本地域では、平成19年度から9つの活動組織において農地・水・環境保全向上対策に取り組み始め、平成24年度からは農地・水・環境保全組織（現制度における広域活動組織に相当）となり、取り組みを実施。
- 平成24年7月11日から14日にかけて、九州北部を中心に発生した集中豪雨（九州北部豪雨）により、農地や水路への土砂の流入や揚水機場の冠水、水路堰の破損等甚大な被害を受けたが、活動組織の対応により、速やかに水路の土砂上げ等の復旧作業を実施することができた。このことにより、再度の降雨があった際も土砂流入等の被害が防止され、用水の確保が図られた。

【地区概要】

- 取組面積 1,157ha
(田 1,082ha、畑 75ha)
- 資源量
開水路222.5km、パイプライン26.2km、農道112.7km
- 主な構成員
農業者、自治会、営農組合、その他11団体
- 交付金 約103百万円（H29）
農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化）

被災概要

○九州北部豪雨の概要

- 熊本県阿蘇乙姫における降水量
1時間降水量 108.0mm
24時間降水量 507.5mm
※共に観測史上1位（平成24年度時点）
期間総雨量 816.5mm

※「これまでに観測したことのないような大雨」と表現され、福岡県、熊本県、大分県では河川の氾濫や土砂崩れ等で甚大な被害を受けた。
(平成24年7月31日激甚災害指定)

○活動組織における農地の被害

- 農地への土砂流入 約400ha
- 揚水機場の冠水 28機場
- 転倒堰破損 4箇所
- その他、用・排水路への土砂の堆積

※経費が13万円以上の施設の復旧については、災害復旧事業等で対応することとし、主に用水路や農道の土砂撤去作業を本事業により実施

被災状況



水路への土砂流出

農地への土砂流出

復旧作業の状況



水路の泥上げ

復旧後の状況



9. 参考資料（農業共済について）

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料

I 農業共済制度

- この制度は農家が共済掛金を出し合って、共同準備財産をつくっておき、災害があったときには、その共同準備財産から被災農家に共済金を支払うものです。
- 農家の自主的な相互扶助を基本とした制度であるとともに、国の災害対策の柱としての公的救済制度でもあります。

(1) 事業実施が法律で義務付けられています。

農業は自然条件に依存し、不可抗力的な災害で大きな損害を受けやすいことから、国の災害対策の一環として政策的観点からつくられた制度ですので、全国どこの農村でももれなく実施されています。

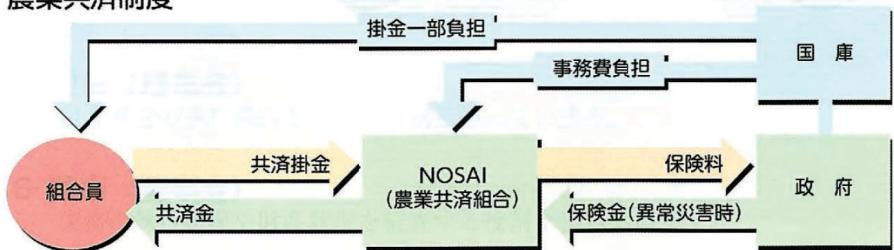
(2) 共済掛金や事務費について、国の負担があります。

農家が負担すべき共済掛金の一部（およそ半分）や、NOSAI団体が事業を運営するための主な経費について、国が多額の財政負担をしています。

(3) 損害防止活動を積極的に実施しています。

農業災害に対する損失の補てんという本来の機能の他に、畜産診療所の活動をはじめ、水稻などの損害防止事業を積極的に推進し、地域の農業振興に寄与しています。

農業共済制度



※農業共済制度には以下のものがあります。

農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、建物共済、農機具共済

II 収入保険制度

- この制度は農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度です。
- 青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象に、基本的には5年間の青色申告実績に基づいて、基準収入を把握し、自然災害に加え、価格低下などの農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とします。

(1) 青色申告を行っている農業者が加入できます。

農業者（個人・法人）が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書等とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出していただきます。

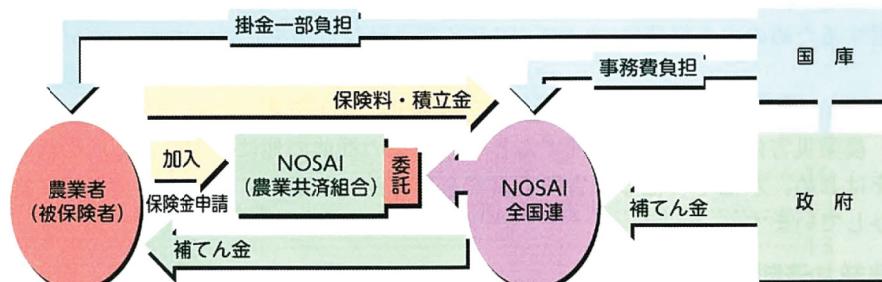
(2) 実施主体は全国連・窓口は農業共済組合が担当します。

収入保険制度の実施主体は、全国を区域とする全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）となります。加入申請の受付、保険金支払等の手続は地域にある農業共済組合が担当します。

(3) 保険料と積立金や事務費について、国の負担があります。

農業者が負担すべき保険料の一部（50%）・積立金の一部（75%）や、NOSAI団体が事業を運営するための主な経費について、国が多額の財政負担をしています。

収入保険制度





1 加入できる農家は

水稻・陸稲・麦の耕作面積の合計が**10アール以上**の農家となります。

2 対象となる災害は

風水害、寒害、干害、ひょう害、冷害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害です。

品質方式、災害収入共済方式については前記の災害による収穫量の減少に加え、品質の低下に伴う生産金額の減少も補償の対象になります。

3 責任期間は

●水稻……………本田移植期から収穫まで。 ●陸稲・麦……………発芽期から収穫まで。

4 补償の内容は

農家が組合で実施している引受方式から選択し、補償割合も支払開始損害割合により選択できます。

(1) 一筆方式

耕地一筆ごとに、基準収穫量の7～5割を補償し、基準収穫量の3～5割を超える減収があった場合、共済金の支払対象となります。なお、令和3年産をもって廃止されます。

共済金額(補償金額)=kg当たり共済金額×(基準収穫量×0.7~0.5)

(2) 半相殺方式

農家ごとに基準収穫量の8～6割を補償し、被害のあった耕地の減収量の合計が基準収穫量の2～4割を上回った場合、共済金の支払対象となります。

共済金額(補償金額)=kg当たり共済金額×(基準収穫量×0.8~0.6)

(3) 全相殺方式

農家ごとに基準収穫量の9～7割を補償し、基準収穫量から実収穫量（耕地ごとの収穫量の合計）を差し引いて得た数量（減収量）が1～3割を超える減収があった場合、共済金の支払対象となります。

共済金額(補償金額)=kg当たり共済金額×(基準収穫量×0.9~0.7)

(4) 水稻品質方式・麦災害収入共済方式

農家ごとに基準生産金額の9～7割（共済限度額）を補償し、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額を下回った場合、共済金の支払対象となります。

共済金額（補償金額）=(過去の平均出荷数量等×産地別銘柄別・規格別の契約価格等) × 0.9~0.7 × 付保割合

※生産量の概ね全量をJA等に出荷し、かつ、今後も概ね全量をJA等に出荷する農家が加入できます。

(5) 地域インデックス方式

統計データを用いて、統計単位地域ごとにその年産の統計単収が、地域の平均単収の1～3割を超える減収があった場合共済金を支払う方式です。

共済金額(補償金額)=kg当たり共済金額×(統計平均単収×0.9~0.7)

(6) 一筆半損特約

半相殺方式・全相殺方式・水稻品質方式・麦災害収入共済方式・地域インデックス方式には一筆半損特約を付加できます。

収穫量が50%以上減少した圃場がある場合、目視で50%の減収と評価し、共済金を支払う特約です。

5 共済掛金は

掛金は、共済金額に掛金率（個人料率）を乗じて算出します。

農作物共済では、掛金の約50%を国が負担しています。

6 共済金の支払いは

半相殺方式・全相殺方式・一筆方式は、共済事故によって減収となり、見込収穫量が引受収量よりも少ないときに、その差の減収量に対して、共済金が支払われます。**品質方式・災害収入共済方式**の場合は、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が共済限度額に達しない場合、その差の金額に対して共済金が支払われます。

また、**地域インデックス方式**は各地域の統計単収が引受単収を下回った場合に支払われます。

なお、全相殺方式・水稻品質方式・麦災害収入共済方式では、収穫量をJA等出荷データ及び青色申告票に基づいて判断します。

一筆方式	共済減収量	(基準収穫量×0.7~0.5) - 見込収穫量
半相殺方式	支払共済金	kg当たり共済金額×共済減収量
全相殺方式	共済減収量	(基準収穫量×0.8~0.6) - 見込収穫量
品質方式・災害収入方式	支払共済金	kg当たり共済金額×共済減収量
地域インデックス方式	共済減収量	(基準収穫量×0.9~0.7) - (統計単収×引受面積)
	支払共済金	kg当たり共済金額×共済減収量

※最高の補償割合の場合

7 お支払いできない被害

事実と異なる通知をしたときや、被害発生時に組合への通知を怠り、損害評価前に作物を刈り取ってしまったとき等は共済金をお支払いできない場合があります。

また、通常すべき栽培管理や防除を怠ったときは分割評価により減額されます。

9. 参考資料(収入保険制度)

R4.5.16,23
入間川IP説明会配布資料



1 加入できる方

青色申告を1年以上行っている農業者（個人・法人）が対象です。複式簿記・簡易簿記による申告のどちらを行っていても加入する事が可能ですが。（現金主義による特例は対象外です）

2 対象作物は

品目の限定はありません。自ら生産した農産物の販売収入全体が補償の対象となります。簡易な加工品の売り上げも対象収入に含まれます。
※マルキン等の対象農産物（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵）の売り上げは除外されます。

3 補償の範囲は

幅広いリスクから農業経営を守ります。捨て作りや取引先と示し合せた安売りなど、意図的な収入の減少を除いて、保険期間中に生じた下記のようなリスクを補償します。



4 基準収入の算定方法は

収入保険は「所得」ではなく、経費控除前の「収入」が対象となります。青色申告実績の過去連続5年間（5中5）の平均収入を基本とします。

加入者の申し出により、当年の経営面積を過去よりも拡大する場合（規模拡大特例）や、過去の収入額に一定の上界傾向の実績が確認できる場合（収入上昇傾向特例）には、特例を使用することで、基準収入の上方修正を行うことができます。

過去の収入に一定の上昇傾向が確認できる場合の基準収入



※一方、前年に比べ経営規模を縮小すること等により、当年の収入が過去の平均収入（5中5）よりも低くなると見込まれる場合は、下方修正となります。

5 保険料・積立金の負担額は

収入保険は、基本となる「保険方式」と任意で追加する「積立方式」の2階建て構成となっています。補償限度「最大90（保険80+積立10）%」と支払率（最大90%）を、複数の選択肢より選択します。保険方式には危険段階個人料率が導入され、被災がなければ翌年の保険料率が低くなります。保険料・付加保険料（事務費）には50%、積立金には75%の国庫補助があります。

保険方式の最高補償（補償限度80%）を選択した場合の保険料等は、表のとおりです。

加入年	基準収入	補てん限度額	保険料	付加保険料（事務費）	農業者負担額計
1年目	1000 万円	800 万円	7.8 万円	2 万円	9.8 万円
2年目～	1000 万円	800 万円	7.8 万円	1.9 万円	9.7 万円

積立部分を追加すると、さらに手厚い補償となり90%が補償限度となります。積立金は、使わない場合は積み増し不要で持越しされ、解約時には全額返金されます。

加入年	基準収入	補てん限度額	保険料	積立金（持越し）	付加保険料（事務費）	農業者負担額計
1年目	1000 万円	900 万円	7.8 万円	22.5 万円	2.2 万円	32.5 万円
2年目～	1000 万円	900 万円	7.8 万円	0 円	2.1 万円	9.9 万円

6 補てん金の支払いは

積立部分を含む最高補償で加入した場合、実際の収入減少の際に支払われる補てん金の目安は、以下の表のとおりです。

基準収入	補てん限度額	保険期間の農業収入（当年収入）	補てん金の合計			補てん金を含めた当年の収入額
			特約補てん金（積立方式）①	保険金（保険方式）②	①+②	
1000 万円	900 万円	800 万円	90 万円	0 円	90 万円	890 万円
		700 万円	90 万円	90 万円	180 万円	880 万円
		0 円	90 万円	720 万円	810 万円	810 万円

補てん金の計算式【（基準収入×補償割合）－当年収入】×支払率

事故から支払いまでの間、運転資金が不安な場合には、つなぎ資金（保険金等の前借り制度）をご利用いただけます。

7 保険金算定の流れは

保険金は、以下の流れで算定・請求します。※保険金等の見積額は、保険期間の収入として税務申告する必要があります。

事前準備

税務申告準備をおはやめに行っていただくようお願い致します。
※確定申告前に右記手順を行う必要があります。

保険期間の収入減少があった場合
（保険金等について受け取らない場合）と同様
（保険金等の支払いは、請求後1か月程度を予定）

保険金等計算

NOSAI全国連のホームページよりダウンロードした「保険金等見積額算出ツール」を用いて、保険金等の算出を行います。算出は組合職員が支援いたします。

使用にあたっては、Microsoft OfficeのEXCELが必要です。
申告後は、書類の写しを組合へご提出いただき、保険金請求を行います。（保険金等の支払いは、請求後1か月程度を予定）

確定申告

保険金等について、受け取るか受け取らないかを選択し、申告を行います。

受け取る場合　受け取らない場合
算出された金額を総収入に含めて、確定申告を行ってください。
申告後は、書類の写しを組合へご提出いただき、保険金請求を行います。（保険金等の支払いは、請求後1か月程度を予定）